

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八十五号

建築士法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年十一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

建築士法施行細則

(免許の申請)

第一條 建築士法(以下「法」という)第四條第二項若しくは第三項又は附則第三項の規定によつて二級建築士の免許を受けようとする者は第一号書式による免許申請書に戸籍謄本又は戸籍抄本を添え住所地の土木出張所長(鳥取、那家土木出張所長を除く)を経由してこれを知事に提出しなければならない。

2、前項の場合において、法第四條第三項の規定によつ

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十五年十一月二十五日
外 土 曜 日

て二級建築士の免許を受けようとする者は前項の免許申請書に外国の建築士免許証の寫を添えなければならない。

(免許)

第二條 知事は前條の規定による申請があつた場合においては免許申請書の記載事項を審査し申請者が二級建築士となる資格を有すると認めるときは法第五條第一項の二級建築士名簿(以下「名簿」という)に登録し、且つ前條第一項の土木出張所長を経由して申請者に第一号書式による二級建築士免許証を交付する。

2、知事は前項の場合において、申請者が二級建築士となる資格を有しないと認めるときは、理由を付し免許申請書を前條第一項の土木出張所長を経由して申請者に返却する。

00593

(登録事項)

第三條 名簿に登録する事項は左の通りとする。

- 一、登録番号及び登録年月日
- 二、本籍地の都道府縣名(日本の国籍を有しない者にあつてはその者の有する国籍名)住所氏名生年月日及び性別
- 三、二級建築士試験合格又は二級建築士選考合格の年月日及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあつてはその免許を受けた名称、免許者名及び免許の年月日)
- 四、法第十條第一項の規定による戒告又は業務停止の処分及びこれらの処分を受けた年月日

(登録事項の変更)

第四條 二級建築士は前條第二号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に免許証を添え、その旨を第一條第一項の土木出張所長を経由して知事に届け出なければならぬ。

2、知事は前項の届出があつた場合においては、名簿を訂正し且つ免許証を書き換えて、前項の土木出張所長を経由して申請者に交付する。

(再交付の申請)

第五條 二級建築士は免許証を汚損し又は失つた場合においては、遅滞なく免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあつてはその免許証を添え、第一條第一項の土木出張所長を経由してこれを知事に提出しなければならない。

2、二級建築士は前項の規定によつて免許証の再交付を申請した後失つた免許証を発見した場合においては、発見した日から十日以内に前項の土木出張所長を経由してこれを知事に返納しなければならない。

(免許取消の申請及び免許証の返納)

第六條 二級建築士は、免許の取消を申請する場合においては、免許取消申請書に免許証を添え第一條第一項の土木出張所長を経由して、これを知事に提出しなければならない。

00594

2、二級建築士が死亡し又は失そう、宣告を受けた場合においては戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による死亡又は失そうの届出義務者は死亡又は失そう、宣告の日から三十日以内にその旨を前項の土木出張所長を経由して、知事に届け出なければならない。

3、二級建築士が禁治産又は準禁治産の宣告を受けた場合においては、それぞれ後見人又は保佐人はその宣告の日から三十日以内にその旨を第一項の土木出張所長を経由して知事に届け出なければならない。

4、二級建築士が法第九條前段又は法第十條第一項の規定によつて免許を取り消された場合においては、取消の通知を受けた日から十日以内に免許証を第一項の土木出張所長を経由して知事に返納しなければならない。

(登録のまつ、消)

第七條 知事は免許を取り消した場合又は前條第二項の届出があつた場合においては、登録をまつ、消しその名簿にまつ、消の事由及び年月日を記載する。

2、知事は前項の規定によつて登録をまつ、消した名簿を

まつ、消した日から五年間保存する。

(毎年の届出)

第八條 法第五條第四項の規定による二級建築士の届出は第三号書式の年次届出により第一條第一項の土木出張所長を経由して知事に届け出なければならない。

(免許証の領置)

第九條 知事は法第十條第一項の規定によつて二級建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士に対して免許証の提出を求め、且つ、処分期間満了までこれを領置することができる。

(二級建築士試験の科目)

第十條 二級建築士試験の科目は左の通りとする。

- 一、建築設計製図(仕様書の作成を含む)
- 二、建築計画(建築設備の概要を含む)
- 三、建築構造(構造計算及び建築材料を含む)
- 四、建築施工(施工契約及び敷地測量を含む)
- 五、建築法規(建築基準法及び建築士法並びにこれらの関係法令)

00595

2、前項各号に掲げる科目のうち三科目又は四科目に合格点を得た者については、次回に行われる二級建築士試験を受ける場合に限り、前に合格点を得た科目の試験を免除する。

(二級建築士試験の方法)

第十一條 二級建築士試験は、前條第一項に規定する科目について筆記試験により行う。但し必要と認めるときは口頭試験を併用して行う。

(試験期日等の公告)

第十二條 二級建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、知事があらかじめ公報で公告する。

(受験申込書)

第十三條 二級建築士試験を受けようとする者は受験申込書に左の書類を添え、第一條第一項の土木出張所長を経由してこれを知事に提出しなければならない。

一、左の各号の一に掲げる書類

イ、法第十五條第一号又は第二号に該当するものに

あつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においてはこれに代る適当な書類)を、前号に掲げる者以外の者にあつては、法第十五條第三号の規定により同條第一号、第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類。

二、第四号書式による実務の経験を記載した書類

三、申請前六箇月以内に脱帽し正面から上半身を寫した寫真で縦五、五センチメートル、横四センチメートルのもの

(合格公告及び通知)

第十四條 知事は二級建築士試験に合格した者の氏名を公告し本人に合格証書を交付する。

2、知事は二級建築士試験の科目のうち三科目又は四科目に合格点を得た者についてはその旨を本人に通知する。

(受験者の不正行為に対する措置)

00596

第十五條 知事は不正の方法により二級建築士試験を受け又は受けようとした者に対して、当該試験を受けることを禁じ又はその合格を無効とすることができる。

(免許手数料の納入方法)

第十六條 二級建築士の免許手数料は第一條の規定によつて免許申請をするとき、知事の發する納額告知書によりこれを納入しなければならない。

(受験手数料の納入方法)

第十七條 二級建築士の受験手数料は、第十三條の規定によつて二級建築士の受験申込をするとき、知事の發する納額告知書によりこれを納入しなければならない。

(選考手数料の納入方法)

第十八條 前條の規定は法附則第九條の選考手数料に準用する。

附 則

この規則は昭和二十五年十二月一日から施行する。

鳥取縣公報 号 外 昭和二十五年十一月二十五日 (第三種郵便物認可) 七

第二号書式 (用紙A4)

二級建築士免許証

本籍地

(氏名)

年 月 日生

二級建築士登録番号 第 号

昭和二十五年法律第二百二号建築士法により二級建築士の免許を与

えたことを証す

昭和 年 月 日

鳥取縣知事(氏 名) 印

鳥取縣公報 号 外 昭和二十五年十一月二十五日 (第三種郵便物認可) 六

第一号書式 (用紙B5)

二級建築士免許申請書

(記入注意) 数字は算用数字を用い※欄は記入せず、□のある欄は、該当する□の中に√印をつけて下さい。

外国の建築士免許を受けた方は、「試験・選考」欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入して下さい。

私は、二級建築士の免許を受けたいので戸籍謄本(抄本)を添え申請します。私は、下記事項が真実で、且つ正確であることを誓います。

昭和 年 月 日

氏名 印

鳥取縣知事 殿 (署 名)

ふりかな氏名	生年月日	年 月 日生	性別 男□ 女□
--------	------	--------	-------------

本籍

現住所

試験選考	二級建築士試験又は二級建築士の選考に合格した時期 昭和 年
	合格証明書日附 昭和 年 月 日 合格証書番号 第 号

- 欠格事由
- 1、禁治産又は準禁治産の宣告を受けていますか いる□ ない□
 - 2、一級建築士又は二級建築士の免許を取り消されたことがありますか ある□ ない□
取り消されたことがあるときはその年月日 年 月 日
 - 3、禁こ以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し罰金以上の刑に処せられたことがあるか、ある□ ない□ あるときはその罰及び刑

※審査

※經由庁記載欄

責任者(職氏名) 印

※登録番号	※登録年月日	昭和 年 月 日	※受付番号
-------	--------	----------	-------

00590

第三号書式 (郵便はがき)

二級建築士年次届

(昭和年十二月三十一日現在)

ふりがな 氏名		性別		年齢	
本籍					
現住所					
登録番号	第	号	登録年月日	年	月 日
勤務先	名称	所在地			

備考 建築士事務所勤務しているときは、その事務所の開設者名を勤務先の名称の欄に併記して下さい。

00600

第四号書式 (B5)

実務経歴書

(記入注意) 今までの建築に関する実務の経歴について年代順に書いて下さい。自家営業も含まれます。
※印欄は記入しないで下さい。

勤務先 (部課まで)	所在地 (番地まで)	在職期間 年月一年月一年数	地名	職務内容 (できるだけ具体的に)	※
※(1) (2) (3)					
※審査					
※經由庁記載欄 (責任者職氏名) 印					